

第2章

行動計画の基本的事項

- 1 計画の基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 計画の基本目標

第2章 行動計画の基本的事項

1 計画の基本理念

子どもの人権を尊重します。

子どもの幸せを第一として、子どもが健やかに成長し自立できるよう、地域全体で子どもを見守ります。

子育ての責任は、第一義的にはその家族にあることを踏まえながら、地域全体で子育て家庭を支援します。

2 基本的な視点

子どもの視点

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの健やかな成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを行います。

次代の親づくりという視点

子どもは次代の親になるものという認識のもと、子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援を行います。

社会全体による支援の視点

子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識のもと、次代を担う子どもたちの成長を国、県及び市はもとより、地域社会や事業主を含めた社会全体で支えます。

仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するために、関係者が連携し、実情に応じた意識づくりを進めます。

すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援だけでなく、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援を進めます。

3 計画の基本目標

地域における子育て支援

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもの健やかな成長に資する教育環境等の整備

子育てを支援する生活環境の整備

「仕事と子育ての両立支援」の推進

子どもの安全の確保
要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
計画の推進に向けて